				神戸	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				関門	十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			(ロ) 二種港		十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			(ハ) 三種港		当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
二 港湾荷役事業	イ 業務の範囲に条件が付されていない港湾荷役事業	(イ) 一種港		京浜	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				名古屋	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				大阪	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				神戸	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				関門	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			(ロ) 二種港及び三種港		当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
	ロ その他の港湾荷役事業	(イ) 一種港			二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		(ロ) 二種港及び三種港			(1) 次に掲げる場合以外の場合 当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げ

				神戸	十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				関門	十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			二種港		十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
			三種港		当該港湾における推定による貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
港湾荷役事業	業務の範囲に条件が付されていない港湾荷役事業	一種港		京浜	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				名古屋	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				大阪	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				神戸	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
				関門	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		二種港及び三種港			当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及び港湾荷役事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
	その他の港湾荷役事業	一種港			二十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者
		二種港及び三種港			当該港湾における推定による、貨物（港湾運送のうち法第二条第一項第二号及び第四号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱